



令和6年度

固定資産税（償却資産）申告の手引

本市の課税事務につきましては、日頃より格別のご協力を賜り、お礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、器具、備品などの事業用償却資産も課税の対象となります。
毎年1月1日（賦課期日）現在、これらの資産を所有されている方は償却資産の申告をしなければなりません。（地方税法第383条）
つきましては、この手引きを参照の上、申告書のご提出をお願いします。

- 1 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ページ
- 2 申告から課税までのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
- 3 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
- 4 申告の方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
- 5 税額等の算出方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ
- 6 国税の取扱いとの主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ
- 7 申告内容の確認調査について・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ
- 8 過年度への遡及等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・10ページ
- 9 申告書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・11ページ
- 10 償却資産申告書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・13～15ページ
- 11 業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・16ページ

■ 申告期限・・・・・・・・令和6年1月31日（水）

※申告期限間際になりますと、受付が混雑します。
なるべくお早めにご提出ください。

■ 申告書の提出先・・・

〒206-8666 東京都多摩市関戸6-12-1
多摩市役所 市民経済部 課税課 家屋償却資産係
電話：042(375)8111（代表） 内線 2318・2319
042(338)6838（直通）

※窓口での受付は市役所本庁舎のみです。
（出張所では受付できません。）

多摩市

1 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業用の資産（無形減価償却資産を除く）で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のものです（これに類する資産で法人税又は、所得税が課されない方が所有されているものも含む）。

「事業用の資産」には、所有者が自己の事業のために使用している資産だけでなく、事業用として他人に賃貸する資産も含まれます（地方税法第 341 条第 4 号）。

具体的には、法人や個人で「会社や工場・商店等を経営している方」や、「駐車場・アパートを貸付している方」が、その事業のために使用している構築物、機械、工具、器具、備品等のことを言います。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示	
1	構築物	構築物	門、塀、舗装路面（駐車場、工場の構内等）、芝生、緑化施設庭園、広告設備、テニスコート、屋外プール、ゴルフ練習場のネット設備、土地に定着する土木設備等
		建物付属設備	1. 建物の所有者が取り付けした設備 (1) 特定の業務のために使用する動力用電気設備、給排水設備、厨房設備、洗濯設備、TV 受信設備（アンテナ）等 (2) 可動式の間仕切り (3) 受変電設備 (4) 建物から独立したネオンサイン・外灯等の諸設備 2. 建物の所有者と異なる者【借主（テナント）】が取り付けした内装、造作、その他建築設備等
2	機械及び装置		旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、ホイスト、クレーン、工場等における発・変電設備、立体駐車場の機械装置、物品等を製造する機械及び装置、太陽光発電システム等
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車（標識の分類番号「9」「90~99」「900~999」のもの）及び建設機械（標識の分類番号「0」「00~09」「000~099」のもの）、ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、構内運搬車等（ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象車は除く。）
6	工具、器具及び備品		測定・検査工具、事務机、応接セット、テレビ、エアコン、冷蔵庫、パソコン等のOA機器、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、通信機器、カメラ、映写機、金庫、事務用機器、衝立（ついたて）、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器（テレビゲーム・各種ゲーム機器等）、貸衣装、楽器、生物（観賞用・興行用に供する生物に限る）等

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられています。固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性能が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、下記の＜償却資産と家屋の区分表＞をご覧ください。

家屋と設備の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けした事業用の内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。当該設備は、賃借人（テナント）等の方が償却資産としてご申告ください。

※「賃借人（テナント）等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

＜償却資産と家屋の区分表＞

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等	○		◎	◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管、配線等	○		◎	◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(モニター)、カメラ 配管・配線等	○		◎	◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	盗難非常通報装置	設備一式	○			◎
	給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等 局所式給湯設備(取り外しが容易な瞬間湯沸器)	○		◎
給湯設備		局所式給湯設備(ユニットバス、床暖房用等) 中央式給湯設備	○			◎
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等	○		◎	◎
衛生設備		設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消化栓設備、スプリンクラー設備等	○		◎	◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	○		◎	◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備	○		◎	◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○		◎	◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備	○		◎	◎
	その他設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等	○		◎	◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

(4) 共同住宅を建てた方

共同住宅を建てると、門・塀・植栽等の外構工事・駐車場等の舗装及び備品等が償却資産の課税対象となります。共同住宅の完成した翌年の1月31日（法定期限）までに、申告が義務づけられています。（地方税法第383条）

《償却資産に該当するもの》

①構築物・建物附属設備

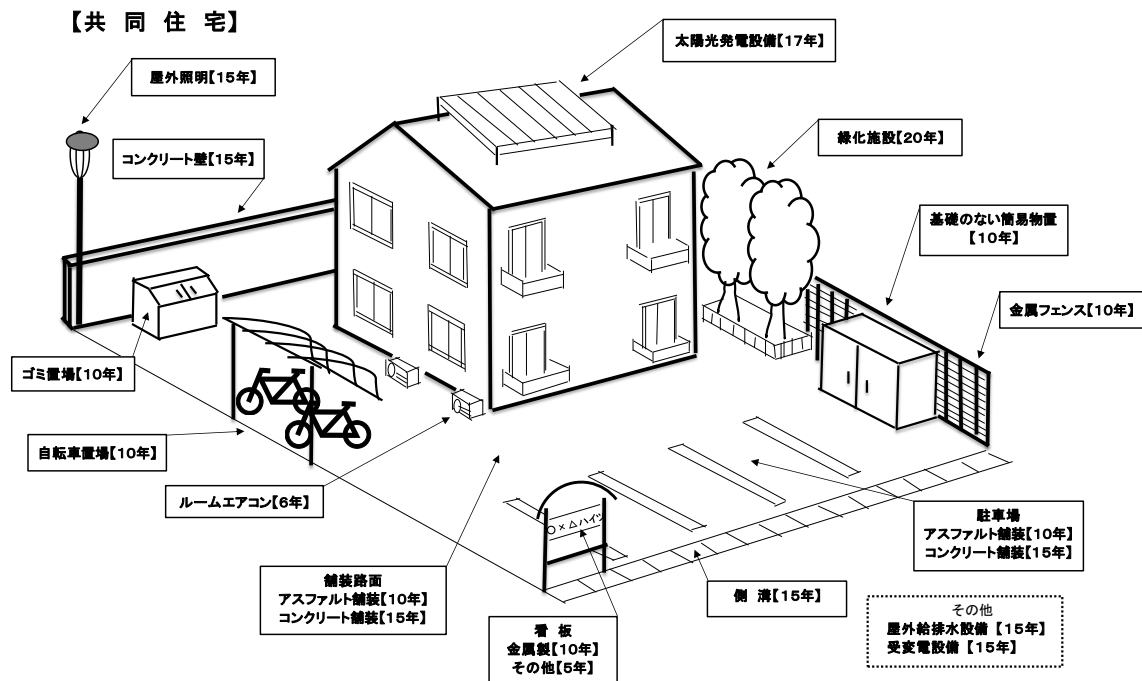
外構工事（舗装路面・門・塀・フェンス・植栽・側溝等）、屋外給排水設備、屋外ガス設備、屋外電気設備（外灯）、受変電設備（エレベーター設置建物）、監視カメラ（配線除く）、LAN設備、自転車置場、ごみ置場、簡易物置（土地に定着性のないもの）等

②機械及び装置

太陽光発電設備（建材型を除く）

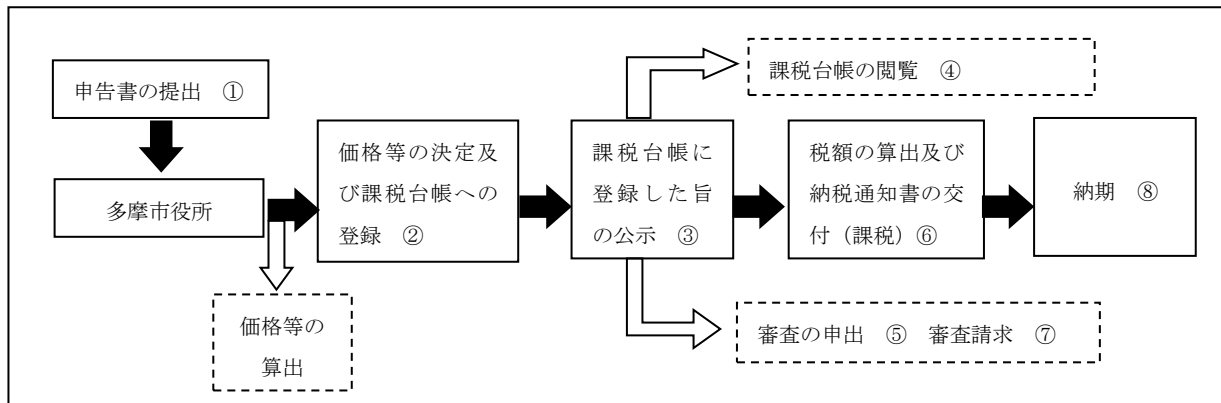
③器具及び備品

ルームエアコン、温水器、消火器、避難器具、集合郵便受け等



※【】内の数字は、耐用年数

2 申告から課税までのながれ



① 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、多摩市役所に申告していただきます。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

③ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を市長が公示します。

④ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格について、市役所課税課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方の閲覧に供しています。価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から閲覧が可能となります。

※閲覧期間中、無料でご覧になれます。（例年4月1日からその年度の最初の納期限まで。土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く。）

⑤ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服がある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3箇月以内に、文書をもって多摩市固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定に、なお、不服があるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑥ 税額の算出及び納税通知書の交付（課税）

下の算式により税額を算出し、5月上旬に納税通知書を交付します。

$$\text{【税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} [100 \text{分の} 1.4\text{】}$$

なお、価格等の算出の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税されないため、納税通知書を交付しません。

⑦ 審査請求

課税の内容について不服がある方は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

⑧ 納期限

通常4回の納期限に分けて納めていただくことができます。

3 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和6年1月1日現在、多摩市内に事業用資産を所有している方に申告の義務があります。
なお、次の方も申告が必要です。

- ア. 償却資産を他に賃貸している方
- イ. 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ. 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ. 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ. 償却資産の所有がわからない場合、使用されている方
- カ. 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、「代表者（他○名）」という共有名義でご申告ください。
- キ. 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告をお願いします。
また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告書等の提出先

多摩市役所 市民経済部 課税課 家屋償却資産係（本庁舎2階24番窓口）
※多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所では、受け付けておりませんのでご了承ください。

(3) 申告書等の提出期限

令和6年1月31日（水）

※申告期限間際になりますと、窓口が大変混雑します。お早めにご提出ください。

(4) 申告の対象になる資産

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。なお、次のような資産も申告が必要になります。

- ア. 償却済資産（法定の減価償却を終え、帳簿上残存価格・備忘価格のみ計上されている資産）
- イ. 簿外資産（会社の帳簿に記載されていないが、事業用として使用することができるもの）
- ウ. 直接業務には使用しないが、社員・職員の福利厚生のに供するもの
- エ. 建設仮勘定で経理されている資産
- オ. 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われており、稼働が可能な資産）
- カ. 未稼働資産（すでに完成し稼働できる状態であるが、まだ稼働していない資産）
- キ. 借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様（リース期間終了後、借主に譲渡される等）である資産

※ 法^{*1}上は、所有権を留保している売買は貸主と借主の共有資産になりますが、使用の実態を踏まえ、リース期間当初から「借主側」が申告する取扱いになります。

*1 地方税法第342条第3項

ク. 建物の借主（テナント）等が施工した建物付属の設備

《注意》借主（テナント）等が取り付け付けた内装・造作・建築設備等で、事業の用に供することができる資産は、借主等が申告する必要があります。*2

ケ. 改良費（改良元の本体とは別の資産の取得とみなして、本体と独立して取扱います）

コ. 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産*3（中小企業者等が租税特別措置法を適用して損金算入した取得価格 30 万円未満の減価償却資産）

※ 損金算入の規定は法人税法の特例であり、固定資産税（地方税法）においては適用されません。

サ. 使用可能な期間が 1 年未満又は、取得価額が 20 万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの

(5) 申告の対象にならない資産

ア. 無形固定資産（漁業権・特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）

イ. 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両

ウ. 耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの*4（一時に損金又は必要経費に算入しているもの）

エ. 取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの*5

オ. 繰延資産（開業費、開発費、創立費等）

※少額の減価償却資産の取扱い

上記 (5) にもありますが、償却資産の申告対象外となる少額資産は、金額でみるとウ. とエ. の 2 種類です。その他の減価償却資産については、申告の対象となります。これを表にまとめますと、以下のようになります。

取得額 償却方法	取得額			
	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
一時損金算入*4	申告対象外			
3 年一括償却*5	申告対象外	申告対象外		
中小企業特例*3	申告が必要*	申告が必要*	申告が必要	
通常の個別償却	申告が必要*	申告が必要*	申告が必要	申告が必要

※ ただし、法*6に規定するリース資産のうち、20 万円未満のものは、申告の対象外となります。

(6) 非課税となる償却資産

法*7に規定する要件を満たす償却資産は非課税となります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産非課税申告書」をご請求のうえ、必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。（問合せ先：課税課家屋償却資産係）

*2 地方税法第 343 条第 10 項

*3 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5

*4 法人税法施行令第 133 条、所得税法施行令第 138 条

*5 法人税法施行令第 133 条の 2、所得税法施行令第 139 条

*6 法人税法第 64 条の 2、所得税法第 67 条の 2

*7 地方税法第 348 条、地方税法附則第 14 条

(7) 課税標準の特例が適用される償却資産

社会政策・経済政策の見地から、法*8に規定する要件を満たす償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有している方は、必要書類（該当法人であることを証する許可書等）を添付の上、申告してください。

(8) 耐用年数の短縮又は増加償却等を適用した償却資産

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に、耐用年数の短縮又は増加償却等の適用を受けた償却資産がある場合には、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上の取扱いに準じて評価額が算出されます。

なお、租税特別措置法等に規定する特別償却や割増償却、又は圧縮記帳等は固定資産税では認められておりませんのでご注意ください。

4 申告の方法について

(1) 書類による申告書等の提出方法

窓口提出・・・申告書及び明細書は、切り離さず2枚複写のままお持ちください。

（※出張所では、受付できません。）

郵送提出・・・**申告書「控用」の返送を希望する方は、申告書「控用」と「返信用封筒（切手を貼付）」を同封してください。**

eLTAX 提出・・・利用に関してご不明な点は、eLTAX ヘルプデスク（Tel 0570-081459）へお問い合わせください。

(2) 提出書類（提出データ）

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・書式		
		令和6年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書 第26号様式	種類別明細書	
					別表1 増加資産・全資産用	別表2 一覧表・減少資産用
一般方式	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○※1
	増加又は減少した資産のない方			○※2		
	廃業又は資産所在地を市外に移された方		○	○※3		○
	償却資産を所有されていない方			○※4		
電算処理方式	初めて申告される方	○※5		○	○※6	
	前年前以前に電算処理方式により申告された方			○		
	廃業又は資産所在地を市外に移された方		○	○※3		
	償却資産を所有されていない方			○※4		

*8 地方税法第349条の3、3の4、附則第15条、15条の2、15条の3

- ※1 種類別明細書(減少資産用)を書類により提出する際は、内容に変更のあったページのみご提出ください。
- ※2 償却資産申告書(第26号様式)の「18備考(添付書類)」欄に「増減なし」と記載してください。
- ※3 償却資産申告書(第26号様式)の「18備考(添付書類)」欄にその旨(「令和5年3月廃業」等)を記載してください。
- ※4 償却資産申告書(第26号様式)の「18備考(添付書類)」欄に「該当資産なし」と記載してください。
- ※5 電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を計算してください。計算方法については、8ページ(1)をご参照ください。
- ※6 種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

5 税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の「取得年月日」、「取得価額」及び「耐用年数」に基づき、申告して頂いた資産について、一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

1 評価額の算出

評価額は、以下の式により算出します。

前年中に取得した償却資産の場合

前年のいつ取得したかにかかわらず、一律半年分の減価償却とみなして計算します。

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \{1 - (\text{減価率} \div 2)\}$$

※ {1 - (減価率 ÷ 2)} に、小数点第4位以下の端数があるときは切り捨てます。

前年より前に取得した償却資産の場合

前年の評価額から、1年分減価償却したものととして計算します。

$$\text{評価額} = \text{前年の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

- ▶ 減価率は、償却資産の耐用年数によって変わります。詳細は下記の「別表1」をご覧ください。
- ▶ 算出した評価額が 取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。
(固定資産評価基準第3章第1節の10による)
- ▶ 特例が適用される資産の場合は、ここで算出された評価額に所定の割合をかけた価額が課税標準額となります。通常の資産は、評価額 = 課税標準額となります。

2 税額の計算

算出した課税標準額について、千円未満の端数がある場合は切り捨てます。^{*9} この金額に固定資産税の税率1.4%を乗じて税額を算出します。

なお、算出した税額に百円未満の端数がある場合は、これも切り捨てとします。^{*10}

$$\text{課税標準額[千円未満切り捨て]} \times \text{税率(固定資産税1.4\%)} = \text{固定資産税額}$$

[百円未満切り捨て] ⇒ 固定資産確定税額

[別表1] 減価率について

評価額の計算に用いる減価率は、次の表のとおりです。(固定資産評価基準別表第15より抜粋)

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2年	0.684	15年	0.142	28年	0.079	41年	0.055
3年	0.536	16年	0.134	29年	0.076	42年	0.053
4年	0.438	17年	0.127	30年	0.074	43年	0.052
5年	0.369	18年	0.120	31年	0.072	44年	0.051
6年	0.319	19年	0.114	32年	0.069	45年	0.050
7年	0.280	20年	0.109	33年	0.067	46年	0.049
8年	0.250	21年	0.104	34年	0.066	47年	0.048
9年	0.226	22年	0.099	35年	0.064	48年	0.047
10年	0.206	23年	0.095	36年	0.062	49年	0.046
11年	0.189	24年	0.092	37年	0.060	50年	0.045
12年	0.175	25年	0.088	38年	0.059	51年	0.044
13年	0.162	26年	0.085	39年	0.057	52年	0.043
14年	0.152	27年	0.082	40年	0.056	53年	0.043

^{*9} 地方税法第20条の4の2第1項

^{*10} 地方税法第20条の4の2第3項

※税額の計算例

税額の計算例として、次の3点の償却資産を申告する場合について計算方法を例示します。

- 令和5年10月取得のテレビ 取得額 50万円
- 令和5年6月取得の看板 取得額 40万円
- 令和4年9月取得の駐車場舗装工事 取得額 500万円

8ページ[別表1]減価率についてから
耐用年数に応じた減価率を選択する。

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数(減価率)※	令和6年度の評価額	総評価額
テレビ	5年 10月	500,000円	5年 (0.369)	$500,000円 \times \{1 - (0.369 \div 2)\}$ $= 500,000 \times 0.8155$ (小数点第4位切捨) $\rightarrow 500,000 \times 0.815 = 407,500円$	407,500円 + 292,800円 + 3,985,410円 <hr/> = 4,685,710円
看板	5年 6月	400,000円	3年 (0.536)	$400,000円 \times \{1 - (0.536 \div 2)\}$ $= 292,800円$	
駐車場 舗装工事	4年 9月	5,000,000円	15年 (0.142)	$5,000,000円 \times \{1 - (0.142 \div 2)\} = 4,645,000円$ \rightarrow 令和5年度の評価額 $4,645,000円 \times (1 - 0.142) = 3,985,410円$ \rightarrow 令和6年度の評価額	

※具体的な減価率は、8ページの[別表1]をご覧ください。

上記の課税標準額は、4,685,710円となります。

(課税標準の特例がない場合は、「評価額 = 課税標準額」となります)

課税標準額は、千円未満切捨で計算しますので、

税額は、4,685,000円 \times (1.4 \div 100) = 65,590円と計算されます。(税率: 1.4%)

税額は百円未満切捨ですので、上記3点の申告に対する令和6年度の確定年税額は、65,500円となります。

(2) 課税標準・免税点・税率

- 課税標準額は、令和6年1月1日現在の償却資産の価格(評価額)で償却資産課税台帳に登録されたものです。
- 償却資産の課税標準額が150万円未満の場合、償却資産に固定資産税は課税されません。なお、150万円未満となるかどうか(償却資産の多少)にかかわらず申告の必要があります。
- 税率は100分の1.4です。例えば、課税標準額が200万円の場合、 $200万円 \times (1.4 \div 100) =$ 年税額は、2万8千円となります。

6 国税の取扱いとの主な違い

(参考) 法人税法・所得税法における減価償却と、固定資産税との取扱いの違い

固定資産税（償却資産）は、事業用償却資産が課税の対象となりますが、所得税法や法人税法における減価償却資産とは考え方が異なります。以下に主な違いを列挙します。

	法人税法・所得税法	固定資産税（償却資産）
減価償却資産とは	複数年にわたって処理できる「経費」	土地や家屋のように、所有する「資産」
処理する基準日	各事業年度(の終了日)	賦課期日（1月1日）
残存価額（評価額）	償却可能額の範囲内で任意の額を償却し、残った額	旧定率法に従って、減価計算した額（償却費・経費算入額とは関係なし）
残存価額の計算方法	取得初年度は月割りで計算 翌年度以降は12カ月(1年)分	取得初年度は一律半年分の減価で計算 翌年度以降は12カ月(1年)分
償却額（評価額）の最低限度	備忘価額の1円まで償却（経費処理）できる。	「資産」としての評価額は取得価額の5%まで（それ以下には下らない）
特別償却 割増償却 圧縮記帳	「経費」であり、租税特別措置法により認められている。	「資産」であるため、取得価額から減価計算するのみであり、認められない。
減価（償却）方法	定率法・定額法を選択できる。	定率法（旧定率法）のみ。減価率表は法人税法などの旧定率法で用いる償却率（P8の別表1）を使用する。

7 申告内容の確認調査について

申告書の受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行っておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

上記の調査に伴い、資産の申告もれ等が判明した場合は、申告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

8 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告もれ等による賦課決定に際しては、その年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分。）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

9 申告書の書き方

(1) 申告書（一般方式）の書き方

- (1) 申告用紙は送付したものを使用し、切り離さずにそのままお書きください。（2枚複写）
- (2) 申告書は、まず下記の②・③の明細書を記入し、次にその集計結果を①に記入してください。
 - ① 「償却資産申告書」（第26号様式）－13ページ参照－
以下の②と③の資産の全額を資産の種類ごとにまとめ、**増加と減少ごとにそれぞれの合計額**を記載してください。
 - ② 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（第26号様式別表第1）－14ページ参照－
前年中（令和5年1月2日～令和6年1月1日）に**増加した資産**を記載してください。
※今年度初めて申告する方は、多摩市内に所有している**すべての資産**を記入してください。
※会計ソフト等により評価額まで算出して申告される方は、すべての資産を記入してください。
（注）令和5年1月2日より前に増加した資産がある場合でも、①の前年前に取得したもの（イ）欄を修正せず、②へ増加資産として記載してください。その場合、右端摘要欄に「申告もれ」と記入します。（取得年月の翌年にさかのぼって修正申告していただく場合もあります。お手数ですがお問い合わせください）（14ページ参照）
 - ③ 「種類別明細書（一覧表・減少資産用）」－15ページ参照－
令和6年1月1日現在の全資産が記載してあります。内容を確認してください。
減少・修正があった場合は、異動区分、事由等を記載してください。
※明細書は、会計ソフト等により評価額まで算出して申告されている方には、送付していません。
※7ページの表のとおり、**減少・修正がない場合は、提出不要です。**
※取得額において消費税の取扱いは、法人税・所得税の申告同様、税抜会計の場合は税抜で、税込会計の場合は税込で記入してください。
※種類別明細書（増加資産・全資産用）の用紙が不足する場合や、減少資産用の用紙が必要な方は、お手数ですが課税課家屋償却資産係へご連絡ください。

(2) 電算処理方式（会計ソフト等）で評価額まで算出して申告される方

- (1) 規定の様式に準じた償却資産申告書・種類別明細書を使用し、必要項目すべてを記入してください。（※用紙のサイズは、A4）
- (2) 自社様式等（eLTAXも含む）による提出の場合、多摩市から送付する申告書に印字した「前年前に取得したもの（イ）」の金額をそのまま記載してください。（詳しくは13ページ）
- (3) 毎年、全資産明細書を添付して下さい。（増減なしの場合でも、評価額が正しく計算されているかの確認をしているためです。）
- (4) 種類別明細書には、すべての資産の評価額及び課税標準額を記入し、資産の種類ごとに合計額を記載してください。
- (5) 評価額の計算には、旧定率法の減価償却率を用い、**評価額の最低限度を取得価額の100分の5としてください。**（会計ソフトの設定及び出力結果等を、念のためご確認ください。）

- (6) 課税標準の特例が適用される場合は、その特例率及び適用後の課税標準額をご記入ください。
- (7) **多摩市から送付しました償却資産申告書も同封の上、ご提出ください。**
- (8) **自社様式の申告書を使用する場合は、多摩市指定の「所有者番号」を申告書へ必ずご記載ください。** (詳しくは13ページ)

《お願い》

申告書が届いた方は、前年から資産の異動がない場合や償却資産を所有していない場合でも、お手数ですがその旨を申告書の備考欄に記入し、申告書を提出してください。

また、廃業や転出等のため、多摩市内に償却資産がなくなった方も申告書の備考欄に必要事項を記入し、申告書を提出してください。

《マイナンバーについて》

平成 28 年 1 月より、申告書にマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載が必要となりました。マイナンバーが記載されている申告書を提出する際は、以下の確認書類をご提示ください。

なお、郵送で申告される場合は、各書類の写しの同封をお願いします。

【本人が申告書を提出する場合】

- ・マイナンバーが確認できるもの（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票）
- ・身元が確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

【本人の代理人が申告書を提出する場合】

- ・本人の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票）
- ・代理人の身元が確認できるもの（運転免許証、パスポート等）
- ・代理の権限があることを確認できるもの（委任状、税務代理権限証書等）

10 償却資産申告書の記入例(11 ページの①)

提出の日付
を記入して
ください。

令和6年 1月 20日

令和6年度 償却資産申告書

多摩市長殿

マイナンバー（個人番号）・
法人番号をご記入ください。

記入いただいた申告内容に不明
な点がある場合、ご連絡させてい
ただくことがあります。連絡先は
必ず記入してください。

前年から増減等資産の異動がない、又は該当資産がない
場合でも、こちらの申告書をご提出ください。
(1住所・2氏名、18備考欄の①・②どちらかを○で
囲んでください。)

※必ずご記入下さい。

事業の内容・資本金等の額（百万
円単位）・事業開始年月（設立年月）
を記入してください。

提出用

000008000000

01234

第十二号様式
(提出用)

該当する方を「○」で
囲んでください。

事務所等資産の所在地が
複数ある場合は、すべて記
入し、主たる所在地の番号
に「○」を付けてください。

該当する方を「○」
で囲んでください。
借用資産がある場合
には、貸主の名称等
を記入してください。

事業所用家屋が自己所
有か借家かを記入して
ください。事業所が複
数ある場合は上の所在
地番号①～③を余白に
記入してください。

資産の種類	取 得 価 額				計 ((イ) - (ロ) + (ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)		
1 構 築 物	9,950,000	1,300,000	7,250,000	15,900,000	
2 機 械 及 び 装 置	1,000,000	0	0	1,000,000	
3 船 舶	0	0	0	0	
4 航 空 機	0	0	0	0	
5 車 両 及 び 運 搬 具	220,000	0	0	220,000	
6 工 具 器 具 及 び 備 品	7,500,000	1,450,000	2,980,000	9,030,000	
7 合 計	18,670,000	2,750,000	10,230,000	26,150,000	

資産の種類	※ 評 価 額 (ホ)			※ 決 定 価 格 (ヘ)			※ 課 税 標 準 額 (ト)		
	十億	百万	千円	十億	百万	千円	十億	百万	千円
1 構 築 物									
2 機 械 及 び 装 置									
3 船 舶									
4 航 空 機									
5 車 両 及 び 運 搬 具									
6 工 具 器 具 及 び 備 品									

1住所 206-0011 たましきせど
~~多摩市関戸6丁目12番地1~~
多摩市関戸4丁目19番地5
(電話 042-375-8111)

2氏名 たましようてん かぶしがいがいしゃ
多摩商店 株式会社
代表取締役 多摩 太郎
(屋号 食品の多摩屋)

3個人番号又は法人番号

4事業種目 (資本金等の額) 食料品小売業 (5百万円)

5事業開始年月 昭和62年2月

6この申告に該当する者の氏名 本店経理課 山根 二郎 (電話 042-375-8111)

7税理士等の氏名 税理士 山根 二郎 (電話 042-376-9111)

8短縮耐用年数の承認 有・無 (無)

9増加償却の届出 有・無 (無)

10非課税該当資産 有・無 (無)

11課税標準の特例 有・無 (無)

12特別償却又は圧縮記帳 有・無 (無)

13税務会計上の償却方法 定率法・定額法 (定率法)

14青色申告 有・無 (無)

15事業所等資産の所在地 ① 関戸4-19-5 ② 関戸6-12-1 電ビル1F ③

16貸主の名称等 借入資産 (有・無) 多摩市リース(株) 多摩市諏訪5-1

17事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家 (自己所有)

18備考(添付書類等) 発送区分

(イ) ※1種類別明細書(一覧表、減少資産用)の取得価額を、資産の種類別に集計したものが、印字されています。この数字は訂正しないでください。もし、訂正する必要が生じた場合は、お手数ですが、お問い合わせください。

(ロ) 前年中に減少した資産の取得価額を、資産の種類別に記入してください。

(ハ) 種類別明細書(増加用)の取得価額を、資産の種類別に記入してください。

(ニ) (イ)-(ロ)+(ハ)の合計を、資産の種類別に記入してください。

(3) 廃業・解散・休業された場合は、その日付を記入し、いずれかに「○」をしてください。

(4) 事業所等が市外へ転出された場合は、日付と転居先の区市町村名を記入してください。

(1)・(2)に該当する場合は番号に「○」をしてください。

この申告書は、変更がある場合は、二重線で消して、新住所・氏名・名称の記入をお願いします。

この数字は、変えません。

会計ソフト等により評価額まで算出して申告される方以外は、記入しないようお願いします。(評価額・決定価額・課税標準額は、多摩市で計算し、決定します。)

次の事項の記入をお願いします。
① 課税標準の特例資産・非課税資産の適用資産がある場合は、その適用条文(あわせて適用書類の写しを添付してください。)
② 耐用年数の短縮等の適用がある場合は、その届出書の名称(あわせて届出書等の写しを添付してください。)
③ 相続・合併等、所有者事項に異動があった場合は、変更箇所(異動年月日、旧住所・旧氏名・旧名称等)
④ 納税管理人を定めている場合は、その方の住所・氏名。
⑤ 共有で所有されている場合は、所有者全員の氏名(名称)と、それぞれの持分[例]：多摩太郎 他1名の場合 多摩太郎 持分3/5 多摩花子 持分2/5
⑥ その他この申告に必要な事項。

10 種類別明細書〔増加資産・全資産用の記入例(11 ページの②)〕

前年中に増加した資産があった場合に記入してください。
今年度多摩市に初めて申告される方、及び企業の電算処理により申告される方は、全ての資産を記入してください。

今年度は「6」と記入してください。

令和 6 年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

提出用

明細書(増加用)の総枚数と何枚目かを記入する。

※必ずご記入下さい。

※所有者コード
000008000000

所有者氏名
多摩商店 株式会社

欄外下段より該当する事由の番号(1~4のいずれか)を「○」で囲んでください。

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	(イ) 耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額	(ニ) 課税標準の特例	(ホ) 課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年月								
01	1		駐車場舗装(砂利敷き)	1	5	5 06	2,300,000	15	0.0				1	2
02	1		店舗内装工事	1	5	5 06	3,500,000	15	0.0				3	4
03	1		店舗前植栽	1	5	5 06	1,000,000	20	0.0				3	4
04	1		アンテナ	1	5	5 06	450,000	10	0.0				1	2
05	6		自動販売機	1	5	5 10	1,380,000	5	0.0				1	2
06	6		店頭看板	1	5	5 06	100,000	3	0.0				1	2
07	6		監視カメラ	1	5	5 06	400,000	6	0.0				1	2
08	6		POSレジ	1	5	5 06	250,000	5	0.0				1	2
09	6		冷蔵庫	1	5	5 06	300,000	6	0.0				1	2
10	6		エアコン	1	5	5 06	150,000	6	0.0				1	2
11	6		パソコン	2	5	5 09	250,000	4	0.0				1	2
12	6		プリンター	1	5	4 09	150,000	5	0.0				1	2
13														申告もれ
14														
15														
小計				12			10,230,000							

(資産の種類欄には、下記の区分番号を記入してください。)

番号	種類	区分	番号	種類	区分									
1	構	築	物	4	航	空	機							
2	機	械	及	び	装	置	5	車	両	及	び	運	搬	具
3	船			6	工	具	、	器	具	及	び	備	品	

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他 のいずれかに○印を付けてください。

記載の必要はありません。ただし、会計ソフト等により評価額まで算出して、全資産を申告される場合は、必ず記載をお願いします。

資産を取得した翌年分から計算されます。(10 ページ 8 過年度への遡及等について)

資産の数量(個数又は台数)を記入してください。

資産を取得した実際の年号・年・月を記入してください。年号は次のとおりです。
・昭和…3
・平成…4
・令和…5

資産を取得するために支出した金額、又は支出すべき金額(運送費や取付費等を含む)を記入してください。

圧縮記帳は、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた額を取得価額として記入してください。

数量の合計ではなく、記入した「資産の名称等」を一行として集計した行数を記入してください。

申告書の取得価額の(ハ)の合計欄へ記入してください。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除きます。)に掲げる耐用年数を記入してください。
中古資産について、見積耐用年数を適用している場合はその耐用年数を、また国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を記入してください。

- 次の事項を記入してください。
- 課税標準の特例の適用がある資産についてその旨の表示と適用条項(例：地方税法第349条の3第1項)
 - 貸付資産(リース資産)は、貸付先の住所・氏名・名称
 - 耐用年数の変更があった場合には変更前の耐用年数と変更年月
 - 増加償却を行っている資産については、その旨の表示(例：増加)
 - 中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示(例：中古)
 - その他、価格の決定にあたって必要な事項
- ※欄が小さいため、別紙にしてください

10 種類別明細書〔一覧表、減少資産用の記入例(11ページの③)〕

印字している資産を加除訂正して申告できます。(赤ボールペン等でご記入ください。)
資産に変更・減少がない場合は、この明細書を提出する必要はありません。

132241	多摩市	令和6年度	種類別明細書(一覧表・減少資産用)	提出用	※ ページ
住所	多摩市関戸6丁目12番地1			法	1
氏名	多摩商店 株式会社			※ 所有者コード	1 枚のうち
				000008000000	1 枚目

(資産の種類欄は、上記の番号が対応しています。)

異動区分	行番号	異動区分	資産の種類	※ 品目番号 (1点 No.)	資産コード	資産の名称 (漢字・カタカナ・数字・英字で 記入してください。30字以内)	数量	取得年月			取得価額			耐用年数	※ 減価 残存率	※ 1月1日現在 理論帳簿価額	※ 1月1日現在 評価額	※ 課税標準の特例 率	※ 課税標準額	※ 税額の特例	※ 摘要	
								年	年	月	百万	千	円									百万
	01	2	1	0000010000		チュウシャジョウホソウ		4	09	01	1	300	000	15							5	
	02	1	2	0000010001		ナイズウコウジ		1	4	08	08	7	000	000	10							
	03	1	2	0000010002		店舗看板 広告用構築物		1	4	16	04	1	200	000	20							9
	04	1	2	0000010003		駐車場外灯		1	4	16	05		450	000	10							
	05	1	2	0000010004		冷凍設備		1	4	18	01	1	000	000	8							
	06	1	2	0000010005		配達用自転車		2	4	15	11		220	000	2							
	07	1	2	0000010004		オウセツセット		1	4	09	08	800	000	5								5
	08	1	2	0000010005		レイゾウコ		1	4	13	11	300	000	6								6
	09	1	2	0000010006		自動販売機		8	4	15	07	3,800	000	5								4
	10	1	2	0000010007		パソコン		3	4	19	12	1	050	000	4							
	11	1	2	0000010008		冷蔵庫		1	4	20	11		400	000	6							
	12	1	2																			
	13	1	2																			
	14	1	2																			
	15	1	2																			
	合計							11				18	670	000								

異動区分
減少又は修正がある場合は、どちらかの数字を○で囲む。
「1」 行番号の資産が全部減少した場合
「2」 資産の一部が減少した場合又は修正する場合

年号
年号の数字は下の通りです。
「3」 昭和
「4」 平成
「5」 令和

記入しないでください。

事由
下の事由から減少の事由を選んで数字を記入してください。
「4」 売却
「5」 滅失
「6」 移動
「9」 その他

加除訂正は赤ボールペンを使用してください。
※ 印欄は記入しないでください。

取得年度は、基本的には変更できません。

事由 { 1. 新品取得 3. 移動による受入れ 5. 滅失 9. その他
2. 中古品取得 4. 売却 6. 移動

資産の全部が減少した場合 (例: 行番号 01、08)
異動区分の「1」を○で囲み、事由欄に減少の事由の数字を記入してください。取消線は引かないでください。

資産の一部が減少した場合 (例: 行番号 07、09)
異動区分の「2」を○で囲み、減少前の数量・取得価額に取消線を引き、その欄の上段に減少後の数量・取得価額、事由欄に減少の事由の数字を記入してください。

資産の名称を修正する場合 (例: 行番号 03)
異動区分の「2」を○で囲み、変更箇所取消線を引き、その欄の上段に修正すべき内容、事由欄に「9」を記入してください。

1 1 業種別の主な償却資産

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作（賃借人（テナント）等が取り付けた場合）、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、舗装路面、LAN 設備、その他
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印 刷 業	各種製版機、印刷機、裁断機、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機、その他
娛 楽 業	パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場設備、その他
料 理 飲 食 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、その他
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医（歯科）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門、塀、緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装、駐輪場、ごみ置場、その他
駐 車 場 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、舗装路面、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備、その他

*上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

申告書の提出が、インターネットからできます



償却資産の申告は eLTAX（エルタックス）が便利です

- インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- eLTAX（エルタックス）の利用は無料です。

※eLTAX をご利用いただくにあたり、PC 環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書等を事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。



eLTAX の利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話：0570-081459

(9:00~17:00 土日祝日、年末年始を除く)

上記の電話番号でつながらない場合：(03-5521-0019)

詳しくは、
ホームページ
またはヘルプ
デスクまで！



償却資産の概要については、多摩市公式ホームページでも説明しています。

また、申告書などの書類もダウンロードできます。

多摩市公式ホームページ (<https://www.city.tama.lg.jp>)

「手続き・ごみ・税・暮らし」⇒「税金」⇒「固定資産税・都市計画税」

⇒「償却資産（事業者の方）」⇒償却資産の概要と申告方法について⇒償却資産の申告方法



郵送で申告書を提出される場合は、
「あて名ラベル」として切り取って
封筒に貼付し、ご利用ください。

*送付した封筒も市への申告書提出用
に再利用できます。

切りとり

〒206-8666

東京都多摩市関戸6-12-1

多摩市役所

市民経済部課税課 家屋償却資産係
償却資産申告書受付担当 行



提出前にご確認をお願いします

- 申告書に連絡先の記入はされていますか？
- 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- 種類別明細書に所有者コードの記入はありますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 増加事由の欄（1～4）の記入はありますか？
- 申告書の控えの返送をご希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封していますか？